

# ひとり親家庭のために

## ひとり親家庭への手当など

### 児童扶養手当

問 市役所南館3階 こども政策課 ☎072-620-1625

次のいずれかの状態にある18歳到達年度末日までの児童(一定の障害がある場合は20歳未満)のいる家庭の母・父または父母に代わって児童を養育している養育者に支給されます。ただし、国民年金(老齢福祉年金を除く)厚生年金、恩給などの公的年金の受給額が児童扶養手当の額より少ない場合、差額が支給されます。また、この制度には所得制限があります。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が一定の障害のある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き一年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が法令により一年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑧ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

### 対象児童1人の手当の月額

全部支給 44,140円  
一部支給 44,130円～10,410円

### 2人目の手当の月額

全部支給 10,420円  
一部支給 10,410円～5,210円

### 3人目以降手当の月額

全部支給 6,250円  
一部支給 6,240円～3,130円

※申請に必要な書類は状況により異なるため上記までお問い合わせください。

## ひとり親家庭への医療費の助成

### ひとり親家庭医療費助成制度

問 市役所南館3階 こども政策課 ☎072-620-1625

ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、医療費の一部を助成しています。

### 助成対象

ひとり親家庭(一定の障害のある父または母のいる家庭を含む)に属している18歳到達年度末日までの児童とその母・父及び養育者  
※ただし、所得制限があります。

### 助成範囲

ひとり親家庭の入院・通院・訪問看護にかかる保険診療の患者負担額から一部自己負担金を除いた額(ただし高額療養費・附加給付金を差し引いた額)  
※申請に必要な書類は、状況により異なるため、こども政策課までお問い合わせください。

## ひとり親家庭への生活・自立の支援

### JR通勤定期乗車券の割引制度

問 市役所南館3階 こども政策課 ☎072-620-1625

児童扶養手当を受給している世帯の世帯員が、通勤・塾・アルバイト等でJRの通勤定期券を購入する場合、3割引で購入できます。  
※学生割引など他の割引制度と併用は不可。

**必要なもの** 児童扶養手当証書、本人の写真(縦2.5×横2cm、6か月以内に撮影)

### 日本万国博覧会記念公園内施設の利用料特別割引制度

問 市役所南館3階 こども政策課 ☎072-620-1625

入場料等の割引

**必要なもの** 児童扶養手当証書または公的年金証書  
※こども政策課で「証明書」の交付を受けず、児童扶養手当証書または公的年金証書を直接提示も可。

### ひとり親家庭相談

問 市役所南館3階 こども政策課 ☎072-620-1625

ひとり親自立支援員が、母子・父子・寡婦家庭(離婚前も可)の不安や住まいのこと、生活のこと、子育てのことなど生活全般の相談を受け付けています。

**相談日** 平日 9:00～17:00(面接は予約優先)

## 母子生活支援施設

問 市役所南館3階 こども政策課 ☎072-620-1625

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務等を通じてその入所者を支援することを目的とする施設です。

### 対象者

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子及びその者が監護すべき児童(18歳未満)のうち、福祉に欠ける(経済・住宅困窮、配偶者等からの暴力等)と認められる母子世帯

### 手続き

入所前にこども政策課の窓口にご相談いただき、面接等を行い、利用の可否を決定します。必要書類は、面談時にご案内します。

※詳細な生活状況等をお聞きするため、面談時間が長時間になる場合があります。

## 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

問 市役所南館3階 こども政策課 ☎072-620-1625

ひとり親等が自立にむけて技能を習得するための資金、子どもを進学させるための資金(入学金、授業料)などにお困りの人への貸し付けを行っています。

## 母子家庭等就業・自立支援センター

問 大阪府立母子・父子福祉センター  
指定管理者(福)大阪府母子寡婦福祉連合会 ☎06-6748-0263

### 生活相談・就業支援・講習会

専門の「相談員」が自立をサポート。生活相談から仕事の紹介まで一貫した就業支援を行っています。

- ・求職登録・就業相談・職業紹介
- ・情報提供・就職セミナー(採用選考に備えて)
- ・就業支援講習会(資格取得・スキルアップ)

### 相談日

月～土曜日(祝日・年末年始は除く)  
10:00～16:00(面接相談の場合は要予約)

### 親子交流・養育費相談

#### 相談日

月～土曜日(祝日・年末年始は除く)  
10:00～15:00(面接相談の場合は要予約)

### 法律相談

弁護士による専門的な相談に応じます。  
電話相談も可。無料。要予約。託児あり。

### 相談日

原則毎月第2土曜日と奇数月第4木曜日  
13:00～15:00(来館は30分、電話は15分)

## 養育費等相談支援センター (こども家庭庁委託事業)

問 養育費等相談支援センター ☎03-3980-4108  
☎0120-965-419(携帯電話不可)

養育費はこどもが生活するための費用です。取り決め方や請求の方法などの相談に応じます。

### 電話相談

月～金曜日 10:00～20:00(水曜日は除く)  
水曜日 12:00～22:00  
土曜日・祝日 10:00～18:00

メール相談 info@youikuhi.or.jp

※迷惑メール拒否設定をしている人は、受信可能な設定にしてください。

## 母子・父子家庭等自立支援給付金

問 市役所南館3階 こども政策課 ☎072-620-1625

### 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の父母で、市が承認した教育訓練給付講座を受講し、修了した場合、経費の60%を支給します。

※教育訓練の種別により給付金の上限額が異なります。詳細はこども政策課までお問い合わせください。

※各種教育訓練給付の受給資格を有している人は、差額が発生する場合のみ、自立支援教育訓練給付金の支給決定額から各種教育訓練給付金の支給決定額を差し引いた額を支給します。

対象者 次の条件をすべて満たす者

- ・児童扶養手当の支給を受けていること、または同程度の所得水準であること。
- ・教育訓練講座を受けることが適職に就くために必要であること。
- ・以前にこの給付金を受けていないこと。

### 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の父母で、高等な技能取得を目的に1年以上(令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には6か月以上)の養成機関で修業する場合、生活の負担の軽減を図るため修業期間のうち4年間を上限に、高等職業訓練促進給付金及び、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。支給金額等の詳細はお問い合わせください。

※高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する人が引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合は、通算4年間を超えない範囲で支給します。

**対象者** 次の条件をすべて満たす者

- ・児童扶養手当の支給を受けていること、または同程度の所得水準であること。
- ・養成機関において1年以上(令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には6か月以上)の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。
- ・就業または育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- ・以前にこの給付金を受けていないこと。

**対象資格**

- ①看護師(准看護師含む) ②介護福祉士
- ③保育士 ④理学療法士 ⑤作業療法士
- ⑥歯科衛生士 ⑦美容師 ⑧社会福祉士
- ⑨製菓衛生師 ⑩調理師
- ⑪その他市長が特に認めた資格

その他

※6か月以上の訓練を必要とする民間資格等

※いずれの事業も事前相談が必要です。

**ひとり親のための法律相談(無料)**

**問** 市役所南館3階 こども政策課 ☎072-620-1625

離婚前の相談やひとり親家庭等が抱える様々な法律問題(子育て・生活・就業・DV・養育費の確保・親

権・慰謝料・財産分与のことなど)や残業代・給与等の未払いなどの労働問題等について、ひとり親家庭への支援に精通する弁護士へ法律相談ができます。

**相談日** 毎月第4火曜日  
13:00~16:00(先着6人、各回30分)

**申込方法** 電話またはメール、いばライフにて要予約

**E-mail** kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

**養育費確保等支援事業補助金**

**問** 市役所南館3階 こども政策課 ☎072-620-1625

離婚後の児童扶養手当受給者等の確実な養育費の受け取りを支援するため、養育費の取り決めに係る公正証書等の作成費用や、養育費保証契約に係る保証料を補助します。

**対象者**

児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある市民

**内容**

**【公正証書等作成費】**

公証人手数料や、家庭裁判所の調停申し立て、または裁判に要する収入印紙代等を補助(上限3万円)

**【養育費保証料補助】**

保証会社との養育費保証契約締結に係る保証料を2年分(初年度は養育費1月分、翌年度は0.5月分)補助(上限5万円、翌年度は上限2万5千円)

**ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業**

**問** 市役所南館3階 こども政策課 ☎072-620-1625

ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給します。

**対象者**

児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にあるひとり親家庭の親または児童で高等学校卒業認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者

**支給額**

	通信制		通学 通学・通信制併用	
	割合	上限額	割合	上限額
受講開始時給付金	受講費用の40%	100,000円	受講費用の40%	200,000円
受講修了時給付金	受講費用の50%	125,000円	受講費用の50%	250,000円
合格時給付金	受講費用の10%	200,000円	受講費用の10%	400,000円

支給額等詳細は、こども政策課にお問い合わせください。